

町田市の外郭団体について

2022年2月1日
外郭団体監理委員会資料1-3
町田市総務部総務課

1. 外郭団体の指定

町田市では、市政を支える関係団体に対して、出資・出えん、補助金の交付などの財政的支援、団体への市職員の派遣などの人的援助を行っています。
中でも財政的・人的支援の関与が特に大きい団体を、市は「外郭団体」に指定しています。
具体的には、以下の要件のうち、いずれかに該当する団体を「外郭団体」に指定しています。

【外郭団体の該当要件】
主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるもののうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の4分の1以上の出資等をしているもの
- ②過去3年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上の補助金等(特定の団体を対象としているものに限る)を支出しているもの
- ③500万円以上の団体等の運営資金の貸付(特定の団体を対象としているものに限る)を行っているもの
- ④資本金等の4分の1以上の債務を負担しているもの
- ⑤役職員※に市職員が就任しているもの
- ⑥『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの
- ⑦その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの

※「役職員」とは、理事、取締役、監事・監査役を指す。

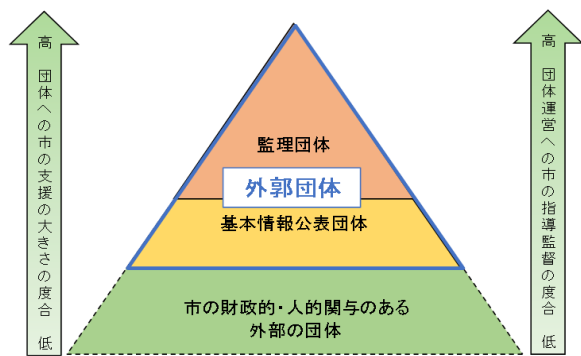
2. 指導監督の区分

市は、団体への財政的・人的支援の規模等から、外郭団体を「監理団体」と「基本情報公表団体」の2つに区分しています。
「監理団体」は、市が団体運営への指導監督を行う必要のある団体です。
「基本情報公表団体」は、市が支援している対象事業の運営状況を公表するのみにとどまる団体です。

【監理団体の該当要件】
外郭団体のうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の2分の1以上の出資等をしているもの
- ②市が資本金等の2分の1以上の債務を負担しているもの
- ③市職員が理事・取締役に就任しているもの

【基本情報公表団体の該当要件】
外郭団体のうち監理団体を除く団体



3. 外郭団体一覧

出資・出えん、財政的援助・人的援助の類型ごとに、指定される外郭団体は以下のとおりです。

外郭団体【16団体】	
監理団体【12団体】	基本情報公表団体【4団体】
<ul style="list-style-type: none"> ①一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター ②一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 ③一般財団法人 まちだエコライフ推進公社 ④一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス ⑤株式会社 町田新産業創造センター ⑥一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 ⑦株式会社 町田まちづくり公社 ⑧一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ ⑨町田市土地開発公社 ⑩一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク ⑪社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 ⑫公益社団法人 町田市シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ①エルム・スリー管理 株式会社 ②株式会社 町田センタービル ③一般財団法人 町田市体育協会 ④社会福祉法人 町田市福祉サービス協会